

令和 5 年 6 月 1 日
消費者庁取引対策課
(令和 5 年 6 月 21 日正誤表赤字箇所更新)

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令における
技術的修正について

令和 5 年 2 月 1 日に公布された特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・経済産業省令第 2 号）について、別紙のとおり、技術的修正がございましたので、お知らせいたします。

なお、本件については、現在修正の途中でです。修正完了日は、現時点では未定ですが、引き続き、可及的速やかに手続を進めてまいります。

令和五年二月一日（号外第二十一号）公布内閣府・経済産業省令第二号（特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
六〇	上	改正後欄 八	規定による確認	確認

令和五年二月一日（号外第二十一号）公布内閣
府・経済産業省令第二号（特定商取引に関する法
律施行規則の一部を改正する命令）

(原稿誤り)

	四一		四〇		//		三八		//		三〇	ページ
	上		下		//		//		//		上	段
一 ノ 二	改正後欄		//	九 ノ 八	//	一 四	終りから	//	ノ 一 三	//	改正後欄	行
	五		//		//						七	
												誤
販売事業者												
販売業者												正

三四ページ下段改正後欄中二三行目は次のとおり
の誤り。

第四十条 令第八条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

「一・二略」

同ページ同段改正前欄九行目は次のとおりの誤り。

第十五条 令第四条第一項の規定により示すべき

方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

ページ	段	行	誤	正
四七	下	改正後欄	第九十九条から	第九十九条、第
		終りから	第百条まで	百条
		一		
四八	〃	〃	同第四項	同条第四項
		七		
五三	上	改正後欄	業務提供誘引販	業務提供誘引販
		一四	売取引に伴う特	売業を行う者
		一六	定負担をしよう	
			とする者又は業	
			務提供誘引販売	
			契約の相手方	
五六	〃	〃	第三項	第四項
		一〇		
〃	〃	〃	第四項	第三項
		終りから		
		一一		
〃	下	改正後欄	第三項	第二項

六〇	下	〃	八
一七	終りから		
		第百二十六条	第百三十五条

六一ページ下段改正後欄中一行目は次のとおりの誤り。

〔3ゝ5 略〕

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

同ページ同段改正前欄中一〇行目は次のとおりの誤り。

〔3ゝ5 同上〕

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

ページ	段	行	誤	正
六一	下	改正後欄	同上	
一六				略

六二ページ上段改正後欄中終りから一行目は次のとおりの誤り。

（法第五十八条の十三の二第二項の主務省令で

定める者)

第四百四十八条　〔略〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第四百四十九条　〔略〕

〔2・3　略〕

4　前三項の規定により交付する書面は、様式第七によること。

5　〔略〕

同ページ同段改正前欄中終りから一行目は次のとおりの誤り。

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第五十四条の三　〔同上〕

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条　〔同上〕

〔2・3　同上〕

4　前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

5　〔同上〕

同ページ下段改正後欄中八行目は次のとおりの誤り。

第五十一条　〔略〕

2　前項の規定により提出する申出書は、様式第八によること。

同ページ同段改正前欄中八行目は次のとおりの誤り。

第五十七条 「同上」

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。